

解説

ケース研修ワークシート（体罰③ 高等学校）

(1) 問題点などのポイントを整理してみましょう！

- ◇生徒Bは、常日頃から不真面目な部員であった。
- ◇事件のあった日は、大会の直前であった。
- ◇A教諭の行為は、身体に対する侵害を内容とする懲戒に該当し、体罰とみなされる。
- ◇A教諭は、体罰を厳しい指導のために必要な行為と考えているところがある。
- ◇A教諭は、Bに必要な手当もせず、校長にも報告していない。
- ◇A教諭の体罰を別の生徒の保護者が教育委員会に連絡していることから、ほかにもこの事件を知っている者がいると思われる。

(2) どのような責任が問われる可能性があるのでしょうか？

- ◇身分上の責任 (状況により) 懲戒免職・停職・減給・戒告
(参考) 懲戒免職になった場合、教員免許状は効力を失い、退職手当は支給されない。
- ◇刑事上の責任 (状況により) 刑法による傷害罪・暴行罪により懲役又は罰金
(参考) 傷害罪：15年以下の懲役又は50万円以下の罰金。暴行罪：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金。執行猶予付きであっても禁錮刑以上の場合、欠格条項に該当し失職する。
- ◇民事上の責任 (状況により) 被害者への慰謝料等の損害賠償責任
※ 関連する法令等は、コンプライアンスハンドブックケース集の14ページを参照してください。

(3) 対応策について検討してみましょう！

- ◇適切な初期対応を行う（事実関係の把握、被害者への謝罪等）。
- ◇管理職を中心に組織的に対応する（情報・意思決定の一元化、取材対応等）。
- ◇所管の教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
- ◇児童生徒にメンタルヘルスケアが必要な場合は、専門家の指示に基づいて、適切に対応する。
- ◇体罰を容認する土壌があれば、これを一扫し、不適切な指導に対して、教職員相互に点検し合える環境づくりに努める。
- ◇校内研修等で、体罰によらない生徒指導の在り方について、研究に努める。
- ◇特定児童生徒への個別指導については、一人の教員に任せることなく、複数であたる体制を整える。
- ◇児童生徒が何でも気軽に話せる教育相談体制の充実に努める。

教職員の懲戒処分の指針（標準的な処分量定）					
非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
体罰等	(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
	(2) 体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員		○	○	○
	(3) 児童生徒に上記以外の体罰をした教職員			○	○
	(4) 侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合	体罰の量定に準じて取り扱う			